

会計トピック

朝日新聞の12億円申告漏れ

1

朝日新聞、約12億円申告漏れ...経費仮装や経理ミス

- 朝日新聞社が東京国税局の税務調査を受け、平成15年度までの7年間で約**11億8600万円**の申告漏れを指摘されていたことが31日、分かった。国税局は重加算税額を含めて3億8200万円の追徴課税を通知した。

各紙05年5月31日

2

不適正経理(その1) 寄付金を業務委託費に

- 15年度に本社が「朝日新聞・国際衛星版」を発行するロンドンの現地子会社に4700万円を「業務委託費」の名目で支出したが、国税局は業務委託の実態はほとんどないため経費としては認められず、「**寄付金**」として処理すべきだと判断した。

3

不適正経理(その2) 交際費を販売費に

- 名古屋本社が9 - 14年度に「販売経費」の名目で支出した3900万円は、販売所長らとの懇親会費用などに流用されており、本来は「**交際費**」として処理すべきとされた。

4

不適正経理(その3) その他の経理ミス

- このほか、約7億9100万円についても**経理ミス**を指摘した。

5

主要紙の報道 Yahoo! News 5月31日

時事通信 9時0分更新	朝日新聞11億8000万円申告漏れ = 子会社へ「寄付金」、経費計上 - 東京国税局
読売 12時2分更新	朝日新聞が11億8600万申告漏れ、3億8千万追徴
サンケイ 15時28分更新	朝日新聞、11億8600万円申告漏れ 東京国税局、3億8200万円追徴課税
毎日 16時26分更新	<朝日新聞社>7年間で11億8600万円の申告漏れ

6

朝日はWSにアップせず

- 翌6月1日には、「米シティ、84億円申告漏れ 国税局、27億円追徴」の大報道。
- WSにもトップでアップ。

7

米シティ、84億円申告漏れ 国税局、27億円追徴

- 米金融最大手シティグループ傘下の「シティバンク」(本社・米国)在日支店(東京)と、「シティトラスト信託銀行」(本社・東京)の2社が東京国税局の税務調査を受け、04年3月までの3年余で計約84億円の申告漏れを指摘されていたことがわかった。申告漏れを指摘されたのは、海外不動産投資の仲介などの法令違反をしていたとして金融庁から行政処分を受けた行為に絡む所得が大半だったという。追徴税額は過少申告加算税を含め計約27億円とみられる。2社は修正申告している。

朝日新聞6月1日

8

朝日のコメント 31日朝刊

- 「**国税局と見解が相違**する部分はありませんでしたが、申告漏れの指摘を受けたことは遺憾で、真摯(しんし)に受けとめています。今後も適正な経理、税務処理に努めます。」(広報部)

9

なぜ日経も、WSにアップ しなかったのか？

6月2日各紙

10

朝日に続き...日経も 8億4700万申告漏れ

- 朝日新聞社の約12億円の申告漏れが発覚したのに続き、日本経済新聞社が東京国税局の税務調査を受け、平成15年12月期までの3年間で**8億4700万円**の申告漏れを指摘されていたことが2日、分かった。追徴税額は過少申告加算税を含め2億7900万円に上る。同社は指摘に従い、全額納付するという。

11

日経の不適正経理とは...

- 国税局は、同社が日経広告、日本経済研究センターなどに支払った出向者の給与と差額分などを経費計上したが、損金算入できない**寄付金**に相当すると指摘。販売店への販売促進費の一部も**交際費**と認定した。

12

日経のコメント

- 日本経済新聞社長室は「**国税局と見解の異なる部分**があったが、当局の解釈に従って追加納税することにした。今後も適正な経理処理に努める」としている。

13

申告漏れ事件のパターン

- (1) マスコミ各紙(当事者除く)が一斉報道。
- (2) **交際費**、**寄付金**がらみの不適正経理。
- (3) 「**国税庁との見解の相違**」のコメント。
- (4) 修正申告、追徴に応じる。
- (5) 派生的事件がない限り、追及報道はない。収束。

14

申告漏れ(脱税)の事例は多い… Yahoo! News 6月1日分だけで6件

伊藤ハム	豚肉不正輸入疑惑で、東京地検特捜部の事情聴取を受けた。
JR西日本	10億申告漏れ 大阪国税局が追徴課税。
シティグループ	海外投資の手数料収入などで、3年間に約77億円の申告漏れ。
フジテク	豚肉を輸入する際に関税約62億8000万円を免れた。
姫路市職員互助会	会員への現金貸し付け事業などで過小申告。
大阪市	制服名目のスーツ支給など4つの福利厚生事業で給与認定。

15

なぜ申告漏れ(脱税)が頻発するのか？

- 不適正な経理
- 税務当局との見解の相違
- その他の特殊事情(業績悪化等)

16

不適正経理の構造(1) 交際費

【仮設例】

- 取引先Xの部長を接待した。
- 取引先Xとの取引は現在も続いている。

【ポイント】

- (1) 接待の金額
社会的常識の範囲か。
- (2) 接待の効果
接待と取引実績の因果関係はあるか。

17

企業が交際費を使う理由は？

- 短期・中長期を問わず、何らかの便宜(利益)を、相手から得るため。
- どのような便宜か？
 - (1) 政治家・行政当局 政治的便宜
 - (2) 取引先・系列企業 取引関係維持
 - (3) その他利害関係者 「良好」な関係

18

不適正経理の問題点(2) 業務委託費か寄付金か

【仮設例】

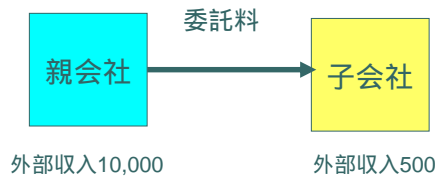
- 子会社Yにデータ入力業務を委託している。

【ポイント】

- (1) 委託料は、業務の実態と釣合っているか。
- (2) 親子会社間の委託料や手数料は、親会社の課税所得操作に多用される。

19

親子会社間の所得移転



Other things being equal,

委託料	100	200
親会社の所得	9,900	9,800
子会社の所得	600	700

まとめ

- 税務を制する者は社会を制する・・・
とまでは言えませんが、税務問題はすべての経済主体が関係する重要事項です。
- 課税所得の計算にも、会計のルールが深く関係しています。

21